

別表（第2条関係）

補助事業名	医療機関における新型コロナウイルス感染症の外国人患者受入れのための設備整備事業		
補助事業の目的	外国人患者を受け入れる拠点的な医療機関において、新型コロナウイルス感染症の疑いのある外国人が医療機関を適切に受診できる環境を確保するための整備に要する経費の一部を補助する。		
補助事業の対象となる者	兵庫県が選出する外国人患者を受け入れる拠点的な医療機関であつて、かつ、新型コロナウイルス感染症患者の受入れを行う医療機関		
補助事業の対象となる経費	備品購入費その他知事が必要と認める経費		
補助率	定額		
補助金の額	<p>補助金の交付額は次により算出するものとする。 ただし、補助金の交付は、予算の範囲内とする。</p> <p>(1) 次の表に定める基準額と対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。</p> <table border="1" data-bbox="512 1088 1350 1234"> <tr> <td data-bbox="512 1088 635 1234">基準額</td> <td data-bbox="635 1088 1350 1234"> 1施設当たり 1,083,000円 入院を要する救急患者に対応可能な感染症指定医療機関等の場合は、1か所に限り429,000円を加算 </td> </tr> </table> <p>(2) (1)により選定された額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して、少ない方の額に補助率を乗じて得た額を補助額とする（算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする）。</p>	基準額	1施設当たり 1,083,000円 入院を要する救急患者に対応可能な感染症指定医療機関等の場合は、1か所に限り429,000円を加算
基準額	1施設当たり 1,083,000円 入院を要する救急患者に対応可能な感染症指定医療機関等の場合は、1か所に限り429,000円を加算		
適用除外する条項	_____		
その他の事項	<p>第14条の規定にかかわらず、医療法（昭和23年法律第205号）第31条に規定する公的医療機関の開設者に対し精算額を交付するものについては補助金請求書を省略することができる。</p> <p>補助金の交付決定に関し、今般の新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策として講じる緊急的・臨時的な事業であることから、令和2年4月1日以降に実施するものを対象とする。</p>		

別に定める事項

関係条項	内 容
第 3 条	(添付書類) 補助事業計画書 (様式 1 - 1) 補助金所要額調 (様式 1 - 2)
	(指定期日) 別途通知する日
第 7 条第 1 項	(軽微な経費配分の変更) 補助金額の変更以外の変更
	(軽微な事業内容の変更) _____
第 8 条第 1 項	(添付書類) 交付申請時の添付書類に準じるものとする。
	(指定期日) 別途通知する日
第 9 条第 1 項	(報告事項等) 必要が生じたときに、別途通知する。
第 1 1 条	(添付書類) 補助事業実績報告書 (様式 2 - 1) 補助金精算額調 (様式 2 - 2)
	(指定期日) 事業完了後 30 日以内 (第 7 条の規定により事業の廃止の承認を受けたときは当該承認を受けた日から 30 日以内) 又は翌年度の 4 月 10 日のいずれか早い日
第 1 9 条第 1 項	(処分制限期間) 補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間 (平成 20 年 7 月 11 日厚生労働省告示第 384 号) に基づくものとする。